

# 令和7年度 豊田市立朝日丘中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

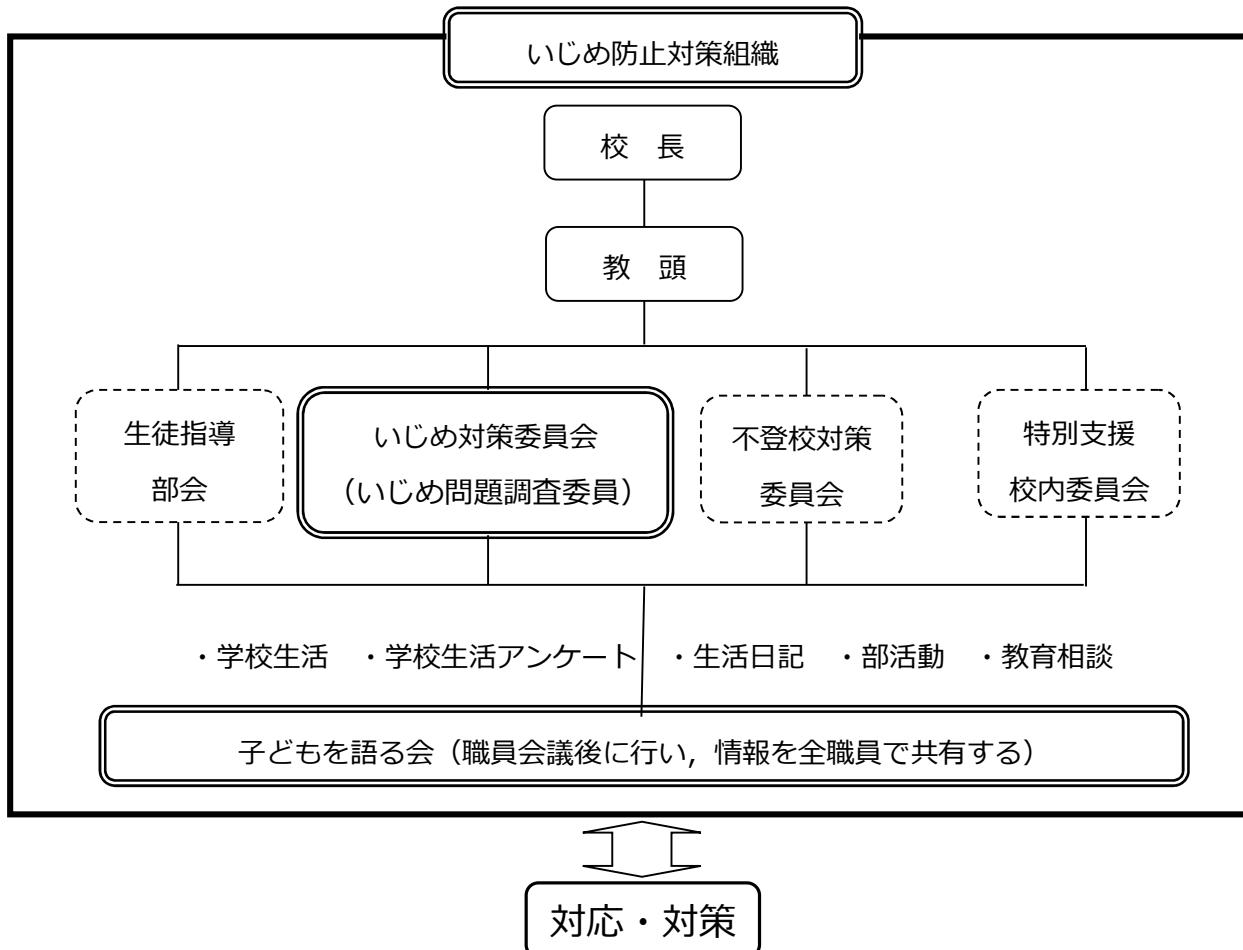
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・教育相談主任・保健主事・養護教諭・教育相談コーディネーターで構成する「いじめ対策委員会」を週に1回設置し、問題の未然防止や早期発見及び早期対応を図る。必要に応じてスクールカウンセラーの専門知識を有する者を加え、問題の解決と心のケアを効果的に進めることができる組織づくりをする。また、職員会議後に「子どもを語る会」を実施し、全教職員で情報を共有する。



### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 登校させ、認め、自己有用感を育むことで、生徒にとって「居場所」となる学級・学校づくりを推進する。朝中賞（善行表彰）を活用し、生徒のがんばりを、目に見える形で評価・賞賛する。
- イ 教職員が互いに授業を参観して授業の質の向上を図り、「分かる授業づくり」「生徒が活躍できる授業づくり」に努める。
- ウ 生徒同士の関わり合いを大切にする中で、互いに認め合い、共に成長していくことのできる学級・学年づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図り、命の尊さや相手を思いやる気持ちの醸成を図る。
- オ 情報モラルに関する情報を生徒と保護者に向けて発信するなど、情報モラル教育を推進する。ネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。
- カ 「親子ものづくり・花づくり活動」を通して生徒と地域・保護者とのつながりを強くし、地域ぐるみで生徒を見守ることのできる関係づくりに努める。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 学校生活に関するアンケート及び教育相談を定期的（前期2回・後期2回）と各学年行事前後に実施し、問題の早期発見に努める。
- イ 教師と生徒の温かい人間関係や保護者との信頼関係を培い、相談しやすい環境を整える。
- ウ 始業前や放課の過ごし方を観察することや、生活日記などから生徒の悩みやつまずきを察知し、早期対応の対策をとる。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 生徒の様子について確認する機会（「いじめ対策委員会」、「不登校対策委員会」、「連絡会」及び「生徒指導部会」）を毎週もち、問題の未然防止及び早期発見に努める。
- カ 早期相談票を活用し、職員会議後の「子どもを語る会」・学年会で情報を共有する場を設ける。
- キ 教育相談やいじめに関する校内研修を実施する。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見または通報を受けたら、速やかに「いじめ対策委員会」を中心に、被害を受けた生徒の保護や情報収集等、当該する問題を解決するために必要な対応を組織的に行う。
- イ 被害を受けた生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害者となった生徒には、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導をするとともに、当該生徒が問題行動を起こすことにつながった背景を探り、再発防止に向け必要に応じた支援をする。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、児童相談所や警察等の関係機関との連携のもと、早期解決を図る。
- オ いじめが起きた集団に対してはたらきかけを行い、いじめを生み出さない、いじめを起こさない、いじめを見過ごさない集団づくりを行う。道徳教育等で計画的に実施するものとは別に、適時必要と考えられる指導を行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。携帯電話や情報端末等にある情報の取扱いについては、関係機関の指示のもと適切に行う。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒及び保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証

「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については適宜見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。毎週実施する「いじめ対策委員会」で、P D C A サイクルに基づいて検討及び見直しを行う。

( P D C A : Plan→ Do→ Check→ Action)

#### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する情報を適宜周知することで、教職員の資質の向上を図る。
- (2) 長期休業の前後に、生徒に対して適切な指導をするとともに、必要に応じて家庭訪問や電話連絡等を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。
- (3) いじめの防止や教育相談に関する校内研修（O J T 研修）を年に3回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

取組の年間計画（予定）

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○学校いじめ防止基本方針の内容確認 ○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会	○教職員及び生徒・保護者への周知 ○入学式、始業式 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の生徒及び保護者への周知 ○発育測定 ○クレペリン検査	○授業参観 ○個別懇談会 ○育友会役員会 ○育友会運営委員会
5月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会	○体育祭 ○生徒総会	○学校生活アンケート ○教育相談週間 ○校内研修「教育相談」	○育友会役員会 ○育友会運営委員会
6月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会 ○アンケートの検証	○修学旅行 ○1年ファーストコンサート ○部活動壮行会	○教育相談週間	○特別支援学級見学会 ○育友会役員会 ○育友会運営委員会 ○部活動懇談会 ○部活動参観 ○地域学校共働本部運営協議会
7月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会	○全校集会	○校内研修「いじめ・生徒指導」	○個別懇談会 ○親子ものづくり・花づくり ○地域教育懇談会
8月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会		○講師を招いていじめや生徒指導に関する校内研修を行う	
9月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会 ○アンケートの検証	○全校集会 ○生徒会役員選挙	○発育測定 ○学校生活アンケート ○教育相談週間	○給食試食会 ○AED講習会 ○ものづくり
10月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会	○全校集会 ○2年職場体験学習 ○合唱コンクール		○挙母祭り
11月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会 ○アンケートの検証		○学校生活アンケート ○教育相談週間	○朝日丘フェスタ ○育友会役員会 ○育友会運営委員会
12月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会	○人権集会 ○学校保健大会 ○特別支援学級小中交流会 ○全校集会		○個別懇談会 ○PTA連絡協議会
1月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会	○全校集会 ○入学説明会 ○2年自然教室	○校内研修「いじめ・生徒指導」	○進路相談会 ○育友会役員会 ○育友会運営委員会
2月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会 ○アンケートの検証	○特別支援学級社会見学会	○学校生活アンケート ○教育相談週間	○地域教育懇談会
3月		○子どもを語る会（職員会議後） ○いじめ対策委員会	○3年生を送る会 ○卒業証書授与式 ○生徒会役員選挙 ○修了式	○文部科学省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	
通年		○情報収集及び共有（生徒指導部会、連絡会） ○対応策の検討 ○評価及び見直し ○いじめ防止や教育相談などの伝達講習を定期的に開催：OJT	○集会における校長講話 ○授業の質の向上 ○道徳教育の充実	○健康観察の実施 ○生活日記等による情報収集 ○スクールカウンセラーによる面談（随時）	○個別懇談会等での情報交換や啓発 ○地域教育懇談会での情報交換や啓発